

総務省提出資料

○時間外勤務の縮減及び年次有給休暇の計画的使用の促進等について（平成20年4月8日 公務員課長通知）（抄）

職員の時間外勤務の縮減及び年次有給休暇の計画的使用の促進については、かねてから時間外勤務縮減に関する職員の意識の向上及び連続休暇を取得しやすい環境の整備等その適切な対処についてお願いしてきたところです。

地方公務員のワーク・ライフ・バランスの推進等については、「地方公務員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進について」（平成20年3月5日付総行公第18号）において要請したところですが、国家公務員についても、平成20年度の人事管理運営方針において、ワーク・ライフ・バランスの観点を踏まえつつ、超過勤務の縮減及び年次休暇の計画的使用の促進により労働時間の短縮を推進することとされ、特に、超過勤務については、勤務時間管理責任者を中心に業務の更なる見直しによる一層の合理化を進めるとともに、勤務状況の的確な把握など勤務時間管理を徹底することにより、縮減に努めることとされたところであります。

つきましては、貴団体におかれても、これらの趣旨を十分御理解の上、時間外勤務の縮減及び年次有給休暇の計画的使用の促進について、特に管理職が率先し、積極的に取り組まれるようお願いいたします。

○仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を踏まえた地方公務員の勤務時間の縮減等について（平成21年4月28日 公務員課長通知）（抄）

平成21年4月1日から国家公務員の勤務時間が、原則1日7時間45分、1週38時間45分に改定されており、地方公務員の勤務時間の改定については、「地方公務員の給与及び勤務時間の改定に関する取扱い等について」（平成20年11月14日付総行公第87号、総行給第106号総務事務次官通知）等により要請したところですが、未だ対処されていない地方公共団体におかれては、公務能率の一層の向上に努め、行政サービスを維持するとともに行政コストの増加を招かないことに留意しつつ、国家公務員の勤務時間との権衡を図るようお願いします。

また、これまでも時間外勤務の縮減、年次有給休暇の計画的使用の促進等について積極的な取組をお願いしてきたところですが、下記事項にも御留意の上、育児休業制度、介護休暇制度等の活用の推進等も含め、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの着実な推進に向けた取組をお願いします。



地方公務員月報（総務省自治行政局公務員課編）による 情報提供の例



活力ある職場環境の整備に向けて



「19時閉庁」の取組

県庁改革「残業ゼロ革命」の取組

神奈川県総務局組織人材課庁改革課

「残業ゼロ革命」の取組

「残業ゼロ革命」は、県庁のこれまでの仕事のあり方を根本的に見直し、原則として残業を生じさせない体制を構築することにより、国民サービスの向上に貢献し、持続可能な県庁の発展を図るとともに、職員の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の向上を図り、生産性を高めることを目的とした取組です。...

- カエルバッチの着用（退庁時間の明示）
- 「やってはいけない仕事のやり方事例集」の作成・活用等



- ワーク・ライフ・バランスの実現には、必要な時にいつでも残業できる「ワーク・ワーク社員」を前提とした人材活用から、「ワーク・ライフ社員」の増大を前提とした人材活用や処遇制度、職場管理への転換の必要性等



佐藤 博樹

企業の人材活用の多元化とワーク・ライフ・バランス

企業経営における人事管理の課題
企業の人材活用を担う人事管理が達成すべき課題は、企業経営が必要とする労働サービスを提供し、合理的に充足することにある。そのためには企業経営が必要とする労働サービスを提供できる人材を確保、育成し、さらにその人材が労働サービスを適切に提供できるように労働環境を整備することが必要となる。労働環境の整備に際しては、労働サービスの提供者である従業員が就業サービスを充足することが不可欠となる。従って、人事管理としての課題を実現するためには、その前提として

平成22年8月号 神奈川県における超過勤務縮減の取組

平成23年6月号 民間企業における人事管理・雇用システムの課題

活力ある職場環境の整備に向けて



県庁カイゼン発表会

「スマート県庁5（60）・5（60）プロジェクト」カイゼン運動への取組

〇背景

県庁は、職員の仕事と家庭生活の両立の促進や働き方改革を推進し、仕事のやりやすさを高め、労働生産性を向上させることに取り組んでいます。...

- 時間外勤務縮減目標（2年間で半減）の設定
- トヨタ方式を参考にカイゼン運動の取組を推進
- コンサルタントのきめ細かい指導の下、核となる職員（カイゼン推進員）の養成や、幹部職員に対する意識啓発のための研修等の実施等

- 地方の中小企業のワーク・ライフ・バランスの取組例の紹介
- 企業経営からみたワーク・ライフ・バランス推進の重要性とそれがもたらす地域活性化への影響等



渥美 由喜

ワークライフバランスの効用

不況期のワークライフバランス
東日本大震災の後、「不況で仕がなくて困っているのに、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）以下「WLB」と略す。なんて世間では聞かれない。」「いざ不況になったら会社は人員削減で対応してくるはずだが、当面の厳しい経営環境はサービス残業を振り回さず」という対応をしていた職場が少なかつた。こうしたこれまでの成功体験を踏まえて、今回の不況も同じ方法で乗り切ろうとしている職場はある。

平成23年10月号 鳥取県における超過勤務縮減の取組

平成25年5月号 民間企業におけるワーク・ライフ・バランスの取組